

積立金675億円、感染症対策強化で「次期中計に充当を」 JCHO・山本理事長

2022年12月2日 4:30



取材に応じるJCHOの山本理事長=1日、東京都港区

防衛費増額に絡んで政府内で論点に浮上している地域医療機能推進機構（JCHO）の積立金675億円（2021年度）について、山本修一理事長は1日の本紙の取材で、コロナ禍を踏まえた感染症対策強化や医療DX推進に向け、24年度以降の第3期中期計画に充てたいと理解を求めた。「国防の重要性は十分理解しているが、われわれは医療、感染症対策を通じた社会的責任を担っている」と力を込め、次期中計に積立金を充當できるよう、関係省庁に理解を求めていく姿勢を示した。

次期中計では、感染症法等改正を見据えたハード面の改修、老朽化対応を進める予定だ。医療DX推進でICT基盤整備にも速やかに着手する方針で、投資計画を立てている。

山本理事長は「政府が感染症法等改正で体制整備を（医療機関に）求めていだけに、社会的責任を果たしたい」と話す。しかし、次期中計に向けて「積立金の675億円があっても足りない状況だ」と説明した。

これまでの経営状況については、「（コロナ禍以前は）毎年40億円程度の黒字経営で進んでいた。今般のコロナ支援金により、20～21年度の経常利益分が積立金となった」と振り返る。「各病院の経営努力を通じて毎年総収入の約1%の利益を出し、積立金として繰り越し、投資に回してやりくりしてきた。今回は各病院にコロナ対応していただいた補助金が積み上がったもので、現場の努力の見返りだ」と語った。

●赤字でも「国の交付金なし」

独立行政法人通則法第46条は「必要に応じて国が交付金を支給する」としているが、JCHO法第19条はこの通則法を基本的には適用しないと定めている。山本理事長は、これはJCHOが仮に赤字に転じても、国の交付金は入らないという意味だとしている。

山本理事長は、自己財源でやりくりする必要がある経営状況に理解を求める。「今は22年度の途中であり、コロナの先行きが見通せない状況下、経営状況も不透明だ。今後、仮に赤字になった場合、積立金を返納すれば財源がなくなる」と話した。

●コロナ病床確保の交付金、「相当額の返還」になる見込み

コロナ病床確保を巡って、交付金の過大交付を会計検査院から指摘されたことにも言及した。山本理事長は、自主点検の結果、「相当額の返還になりそうだ」と述べた。「過大に算定した理由としては、退院日のカウントミスや、HCU（高度治療室）の解釈の誤りが多いようだ。都道府県の指示に沿って返金する方針で進めている」と説明した。